

令和6年度（公財）なら担い手・農地サポートセンター
なら農地有効活用地域ゾーニング推進事業補助金 募集要領

第1 事業目的

耕作放棄地を再生し、農地を集積する取組を行う農業者及び農業者等の組織する団体に対して支援を行うことにより、農業振興及び産業振興の均衡を図り、地域活性化に資する奈良らしい土地利用を推進する。

第2 事業の対象農地

次の要件を全て満たす農地

- (1) 市町村が行う「遊休農地（荒廃農地）の発生・解消状況に関する調査」で荒廃農地と判断された農地のうち再生利用が可能な荒廃農地。

事業を実施しようとする農地が再生利用可能な荒廃農地と判断されているかどうかは、各市町村農政担当課で確認のこと。

- (2) 公益財団法人なら担い手・農地サポートセンター（以下「センター」という。）が農地中間管理権を設定する農地（農地中間管理権を設定することが確実と見込まれる農地を含む。以下同じ。）であって、生産性の高い野菜等（経営所得安定対策等実施要綱の戦略作物助成の要件を満たす戦略作物又は産地交付金による助成内容の設定により産地交付金の対象と設定された作物。又はリーディング品目支援事業の対象品目になっている作物）を導入する場合に限る。

第3 事業の対象者

次の要件を満たす者

耕作放棄地を再生し、農地を集積する取組を行う農業者又は農業者等の組織する団体

第4 補助対象事業、補助対象経費及び補助額

補助対象事業等は下表のとおり。ただし、「2. 耕作放棄地再生に付帯して行う補完整備」のみを実施することはできない。

事業の種類	事業の内容	補助対象経費	補助額
1. 耕作放棄地再生	①障害物除去、②深耕、③整地、④その他耕作放棄地再生のために必要な作業	工事費 機械器具費	事業費の1/2以内
2. 耕作放棄地再生に付帯して行う補完整備	1. に付帯して行う次の取組 ①農業用排水施設、②農道、③暗きょ排水、④客土、⑤区画整理、⑥農用地保全、⑦基盤整備用機械借上げ	換地費 使用料及び賃借料 労務費	事業費の1/2以内 で1a当たり5万円を上限

第5 事業期間 令和7年2月28日

第6 申請方法

- (1) 申請手続

公益財団法人なら担い手・農地サポートセンターのホームページ上で公開された下記の所定の様式に必要事項を記入し、センターへ郵送または持参。

ア なら農地有効活用地域ゾーニング推進事業補助金交付申請書（第1号様式）

※ 事業費については、事前に農地所在地の市町村農政担当部局と調整のこと。

イ なら農地有効活用地域ゾーニング推進事業実施計画書（第2号様式）

- (2) 申請期限

令和6年7月22日（月）（必着）

- (3) 問合せ先

公益財団法人なら担い手・農地サポートセンター

〒634-0065 橿原市畝傍町53番地 TEL:0744-21-5020 FAX:0744-29-8125

E-mail narakennougyoukousya@eos.ocn.ne.jp

第7 審査等

センターにおいて申請書類を審査し、補助対象事業の適否を決定し、申請者に通知を行う。